

# 平成 30 年度第 1 回医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究会議

## 次 第

日時：平成 30 年 6 月 25 日（月）

10 時 00 分～12 時 00 分

場所：滋賀県大津合同庁舎 7 A 会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業の実績について
- (2) 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業実務者会議  
の概要について
- (3) 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業を本格実施する  
ための条件整備について

### 3 閉 会

#### ○配布資料

- 委員名簿、設置要綱、医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業の概要
- |        |  |       |
|--------|--|-------|
| 資料 1   | 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究会議の方向性について                       | … P1  |
| 資料 2   | 要医療的ケア児童生徒の通学等の方法について                                  | … P3  |
| 資料 3   | 市町立小中学校への看護師配置の経費補助の実績                                 | … P7  |
| 資料 4   | 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業の実績一覧                          | … P9  |
| 資料 5   | 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業実務者会議の概要                       | … P13 |
| 資料 6   | 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業にかかる課題                         | … P17 |
| 参考資料 1 | 学校における医療的ケアの必要な児童生徒等への対応について<br>(文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課) |       |
| 参考資料 2 | 特別支援学校等の医療的ケアに関する調査<br>(平成 28 年度特別支援教育に関する調査結果 別紙 3)   |       |
| 参考資料 3 | 障害者等の移動の支援について<br>(厚生労働省社会保障審議会障害者部会第 67 回資料 抜粋)       |       |

医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究会議委員

(順不同)

氏名	所属	職
丹羽 登	関西学院大学教育学部	教授
村井 龍治	龍谷大学社会学部	教授
口分田 政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
多久島 尚美	訪問看護ステーションちょこれーと。 (訪問看護ステーション連絡協議会)	所長
中島 秀夫	滋賀県障害者自立支援協議会	事務局長
神山 和久	甲賀市障がい福祉課	管理監兼課長
池内 潔	日野町福祉保健課	課長
清水 貴博	彦根市教育委員会学校教育課 (滋賀県都市教育長会)	課長
八木 佐登留	豊郷町教育委員会学校教育課 (滋賀県町村教育長会)	課長
井尻 正志	県立三雲養護学校	校長
丸山 英明	県健康医療福祉部障害福祉課	課長
森 由利子	県教育委員会特別支援教育課	課長

## 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究会議設置要綱

### (設置等)

第1条 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「要医療的ケア児童生徒」という。）の送迎における保護者の負担軽減に向けて、実証研究から得られた知見を生かして今後の取組の方向性を探るため、医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

2 研究会議は、実証研究の成果を基に次に掲げる事項について研究を行うものとする。

- (1) 要医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援に関すること
- (2) 要医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援の実証研究に関すること
- (3) その他研究会の設置の目的達成のために必要な事項

### (構成)

第2条 研究会議は、12人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、滋賀県健康医療福祉部長（以下「健康医療福祉部長」という。）および滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が協議の上、選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 関係行政職員
- (5) 学校関係者
- (6) その他適当と思われる者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任された日から平成32年3月31日までとする。

### (座長等)

第4条 研究会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、研究会議の委員として会議の進行を行う。

4 座長に事故ある時は、第2項の規定に準じて選ばれた者が、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 研究会議は、健康医療福祉部長および教育長が招集する。

2 研究会議は、公開とする。ただし、健康医療福祉部長および教育長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 健康医療福祉部長および教育長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (運営)

第6条 研究会議の運営に必要な事務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課および滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、健康医療福祉部長および教育長が定める。

### 付 則

1 この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

# 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業

滋賀県教育委員会事務局  
特別支援教育課

【平成30年度当初予算額 1,776千円】

## 【現状】

- 県立特別支援学校では、医療的ケアを必要とする児童生徒のうち常時医療的な処置を必要とする児童生徒については、安全上の配慮からスクールバスに乗車せず保護者による送迎としている。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒（S Bを運行する知肢併置校8校）の通学状況（平成29年度）

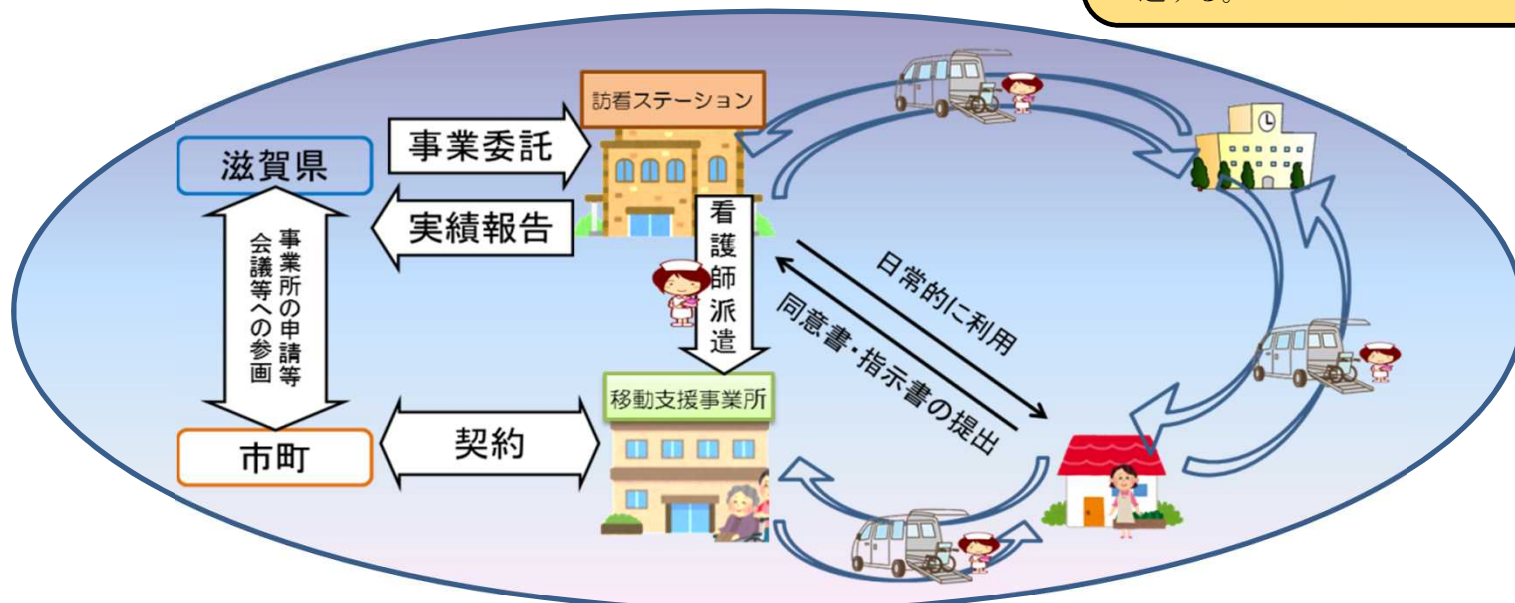
保護者送迎	スクールバス	施設	訪問	計
52名	67名	19名	4名	142名

## 【課題】

毎日の送迎にかかる保護者の身体的・精神的負担が大きい

## 【方向性】

- 県と市町それぞれの教育部局と福祉部局が連携し、関係機関・団体の協力を得て、実証研究を実施
- 県立特別支援学校の登下校時に、医療的ケアが必要な児童生徒の送迎を行う保護者の負担軽減の方策について、実証的に検証する。
- 市町が行う障害福祉サービスである移動支援事業などを活用し、送迎車両に県が看護師を添乗させ、医療的ケアが必要な児童生徒を送迎する。



- 平成26年度から実証研究を実施：H26～29年度  
(H26年度)1市4名 (H27年度)3市5名 (H28年度)6市町12名 (H29年度)6市12名
- 研究会議設置：H26～28年度  
(委員：医師、大学教授、県市町福祉教育行政担当者等12名)
- 実務者会議設置：H29年度  
(出席者：保護者、訪看ステーション、移動支援事業所、市町担当者、学校(管理職)、事務局等から必要と考えられる者)

# 平成 30 年度医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業概要

【事業内容】

1, 776千円

## 1 医療的ケア児童生徒保護者支援実証研究

県立特別支援学校の登下校時に、医療的ケアが必要な児童生徒の送迎を行う保護者の負担軽減の方策について、実証的に検証する。実施方法は、市町が行う障害福祉サービスである移動支援事業などを活用し、送迎車両に看護師を添乗させ、医療的ケアが必要な児童生徒を送迎する。

(対 象) 登下校時に医療的ケアが必要なため、毎日送迎を行っている保護者

(委 託 先) 市町、訪問看護ステーション、移動支援事業所等

(委託内容)

- ・ 送迎車両に看護師を添乗させ県立特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒の送迎を実施する。
- ・ 保護者、事業所、看護師間の送迎日程の調整を行う。
- ・ 送迎中の医ケアの頻度、実際に要した移動時間、移動ルート、保護者との連絡体制、その他安全な実施にかかる課題等を含め、実績を整理し報告する。

(回 数) 1人あたり10回×12人 (全120回)

(必要経費) 委託料(137千円×12人)、連絡調整費

- ・ 看護師費用、損害保険料、臨時職員賃金(含む通勤費)等

## 2 その他

学校現場、関係部局、市町等からなる研究会議を開催し、実証研究から得られた知見を生かして今後の取組の方向性を探る。また、実証研究を実施する各市町において、市町ごとの状況や成果、課題等についてご意見を伺うための実務者会議を開催する。

■研究会議

(構成メンバー) 12名程度

(研究会の内容) 会議の開催

(必要経費) 132千円

## ◎医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究会議の

### 方向性について

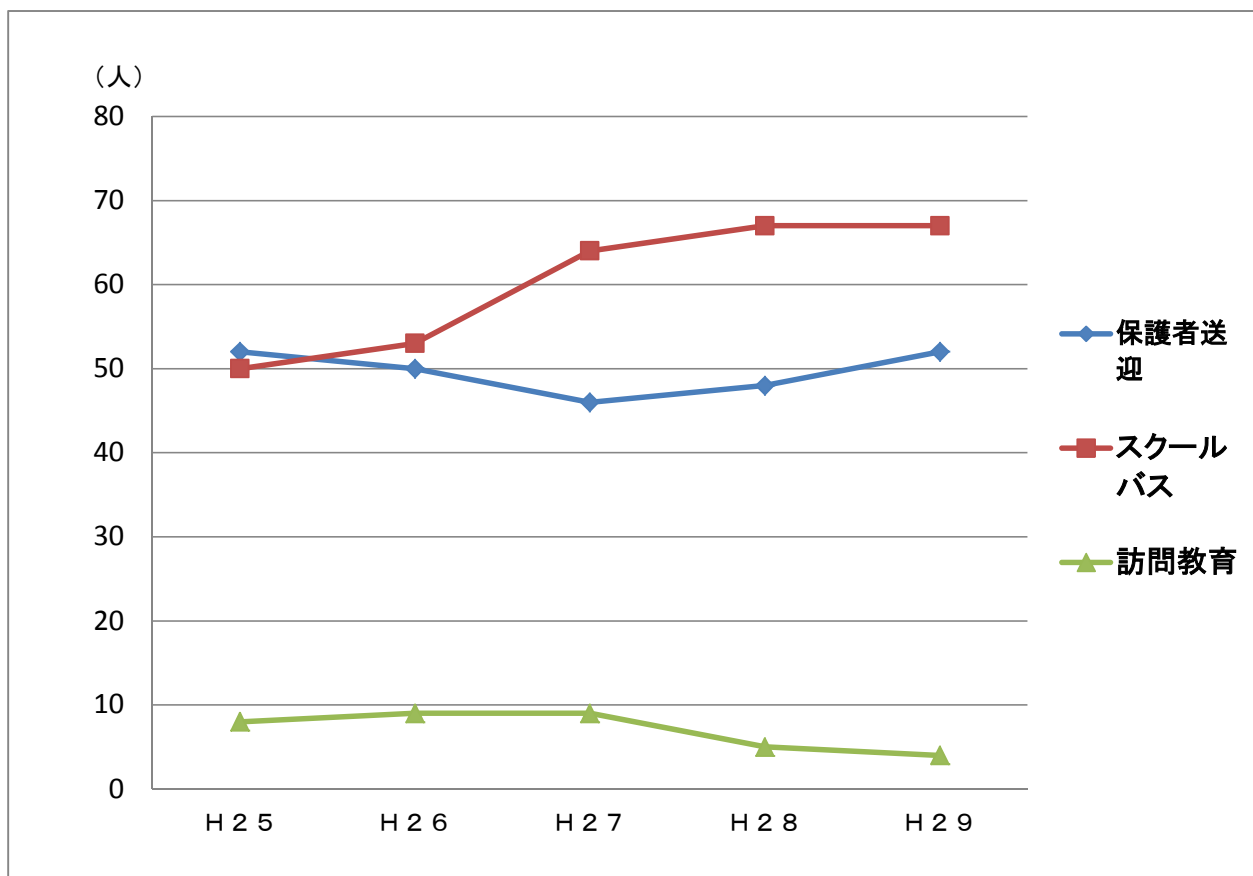
平成 25 年 11 月の「医療的ケア児童生徒通学支援研究会議の中間まとめ」で実証研究の必要性が示され、平成 26 年度から実証研究に取り組んできた。また、研究会議については、平成 26 年度から平成 28 年度まで開催し、医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業の課題等について議論してきた。

今年度再開する研究会議では、今年度と来年度の 2 年間で、これまでの実証研究の成果を踏まえて、医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業の本格実施のために解決すべき課題について議論するとともに、本格実施の方向性について様々な観点から議論する。

#### 【第 1 回の主な論点】

1. 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業のこれまでの取組について
2. 平成 29 年度に開催した医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業実務者会議の成果と課題について
3. 実証研究の取組を本格実施するために必要な条件整備について

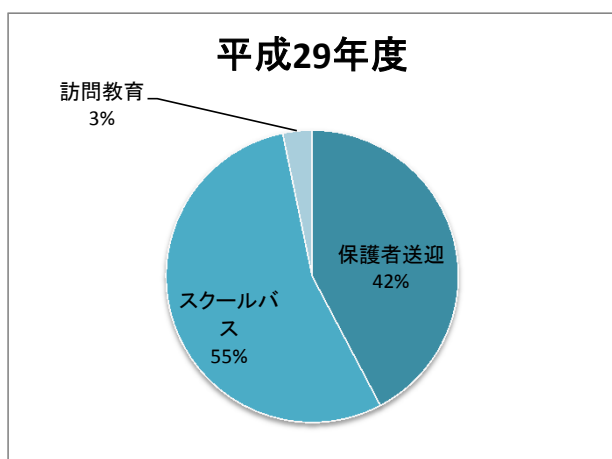
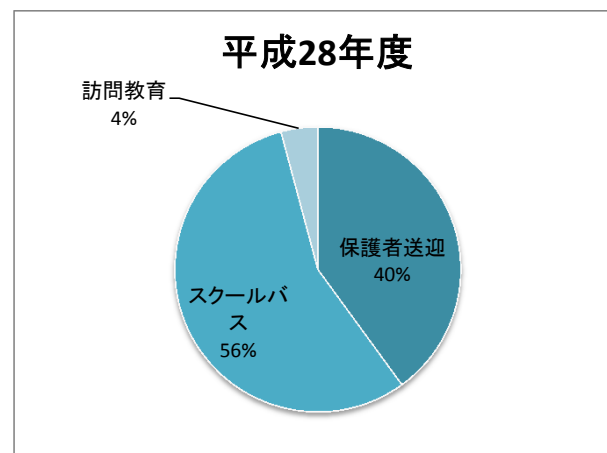
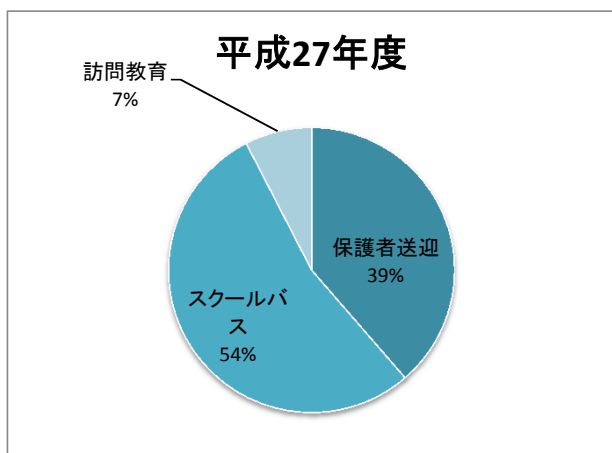
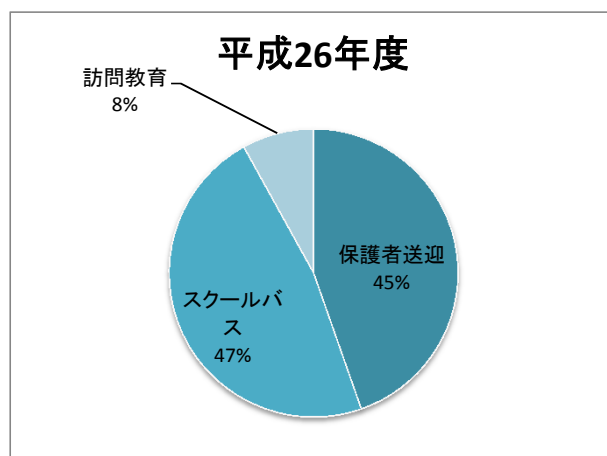
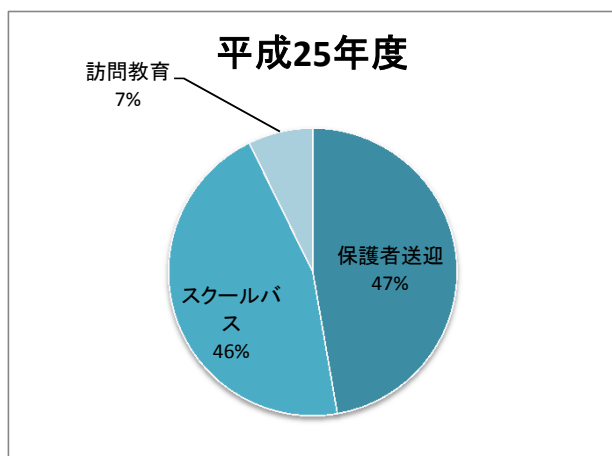
## 1. 要医療的ケア児童生徒の通学等の方法について



	H25	H26	H27	H28	H29
保護者送迎	52	50	46	48	52
スクールバス	50	53	64	67	67
訪問教育	8	9	9	5	4
合計	110	112	119	120	123

※知肢併置の8校の人数

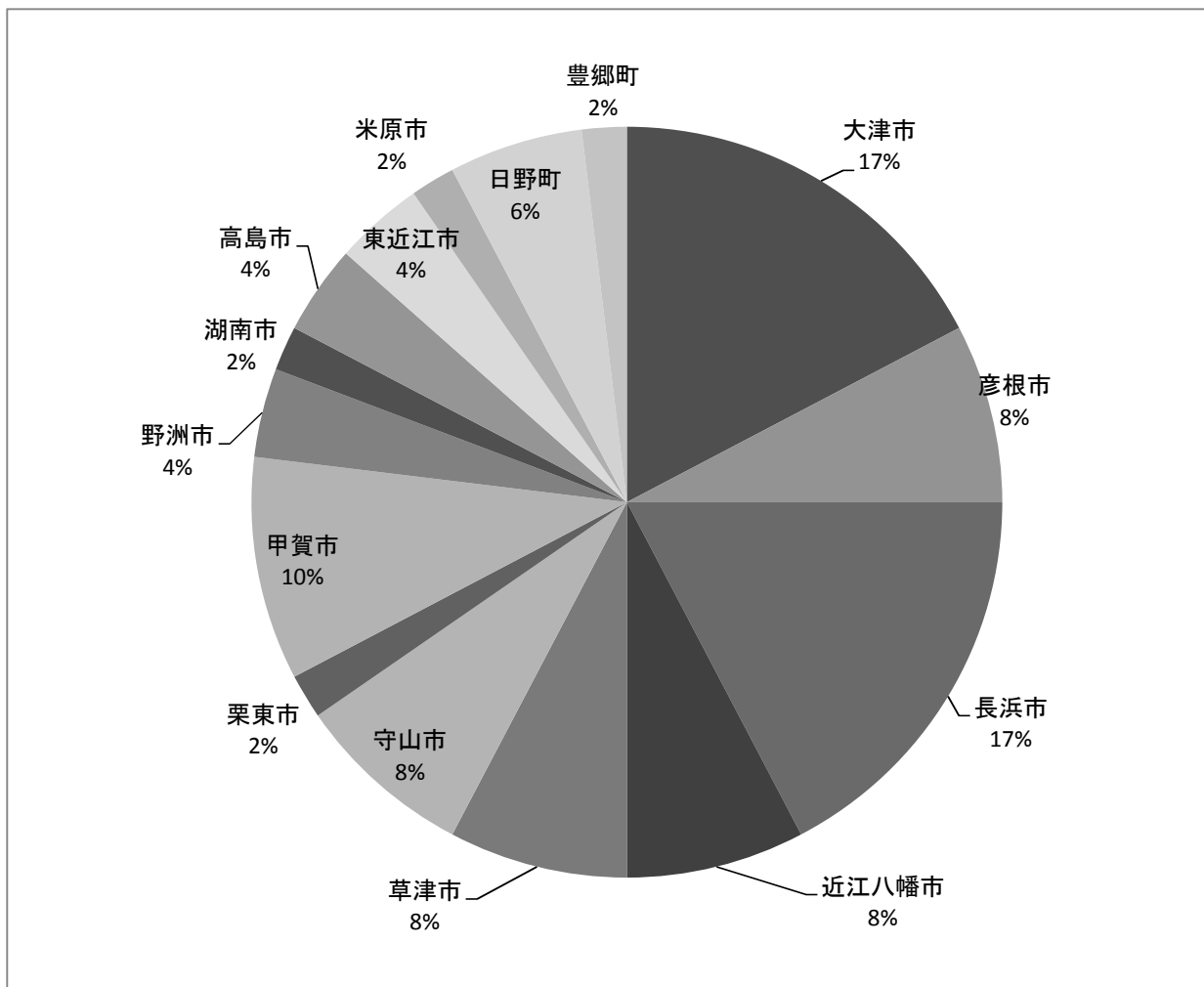
## 2. 要医療的ケア児童生徒の通学等方法別割合



- 要医療的ケア児童生徒であっても、保護者送迎よりスクールバス通学の児童生徒の割合の高い。
- ここ数年、スクールバス通学と保護者送迎の割合は、大きく変わっていない。



### 3. 保護者送迎の児童生徒の市町別割合(平成29年)



- ・ 19市町のうち15市町に保護者送迎の必要な医療的ケア児童生徒が居住している。
- ・ 4市町については、保護者送迎を必要とする児童生徒がいない。
- ・ 52名の保護者送迎のうち、多い市町は9名、少ない市町は0名。

# ○「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業」の実施割合

市町実施率＝実証研究の対象となる児童生徒がいる市町のうち実施できた市町の割合

## 【平成26年度】

実施地域	守山市 4名						実績 1市 4名
未実施地域	大津市 11名	彦根市 4名	長浜市 6名	近江八幡市 3名	草津市 6名	高島市 1名	未実施 12市町 46名
	野洲市 2名	甲賀市 5名	東近江市 3名	湖南市 2名	米原市 1名	日野町 2名	
※対象児童生徒がいない地域(栗東、竜王、愛荘、豊郷、甲良、多賀)							市町実施率 7.7%

## 【平成27年度】

実施地域	守山市 2名	近江八幡市 2名	湖南市 1名				実績 3市 5名
未実施地域	大津市 9名	彦根市 5名	長浜市 8名	草津市 4名	高島市 1名	野洲市 2名	未実施 11市町 41名
	東近江市 2名	甲賀市 5名	日野町 3名	米原市 1名	豊郷町 1名		
※対象児童生徒がいない地域(栗東、竜王、愛荘、甲良、多賀)							市町実施率 21.4%

## 【平成28年度】

実施地域	守山市 3名	近江八幡市 2名	湖南市 1名	栗東市 1名	甲賀市 4名	豊郷町 1名	実績 6市町 12名
未実施地域	大津市 10名	彦根市 3名	長浜市 9名	米原市 1名	高島市 2名	野洲市 1名	未実施 9市町 36名
	草津市 4名	東近江市 2名	日野町 3名	甲賀市 1名			
※対象児童生徒がいない地域(竜王、愛荘、甲良、多賀)							市町実施率 40.0%

## 【平成29年度】

実施地域	長浜市 1名	草津市 4名	野洲市 2名	甲賀市 1名	東近江市 1名	彦根市 3名	実績 6市町 12名
未実施地域	大津市 9名	彦根市 1名	長浜市 8名	米原市 1名	高島市 2名	東近江市 1名	未実施 9市町 40名
	日野町 3名	甲賀市 4名	近江八幡市 4名	守山市 4名	栗東市 1名	湖南市 1名	
	豊郷町 1名	※対象児童生徒がいない地域(竜王、愛荘、甲良、多賀)					市町実施率 73.3%

## 【これまでの実績】

実施済市町	彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、豊郷町	実績 11市町
未実施市町	大津市、高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、甲良町、多賀町 ※このうち対象児童生徒がいない地域(竜王、愛荘、甲良、多賀)	未実施 8市町

## 【平成30年度】

実施予定地域	長浜市	米原市	高島市	日野町
--------	-----	-----	-----	-----

○地域で学ぶ支援体制強化事業(看護師)の実績一覧について

市町立小中学校への看護師配置の経費補助の対象数 (人)

市町名	H27	H28	H29	H30
大津市	—	1	2	2
彦根市	—	—	1	1
長浜市	—	1	1	1
近江八幡市	—	2	2	2
草津市	—	—	1	4
守山市	—	—	—	—
栗東市	—	—	—	—
甲賀市	1	3	2	2
野洲市	—	—	1	1
湖南市	—	—	—	—
高島市	—	1	1	1
東近江市	—	—	—	1
米原市	—	1	—	—
日野町	—	—	—	—
竜王町	—	—	—	—
愛荘町	—	—	—	—
豊郷町	—	—	—	—
甲良町	—	—	—	—
多賀町	—	—	—	—
計	1	9	11	15

## H26 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業 実績一覧

	児童生徒の自宅住所	学校名	自宅-学校間の距離	学部	通学時における医療的ケアの内容	看護師 (訪問看護ステーション、事業所等)	看護師所在地	1回あたり所要時間	送迎を担当した事業所	事業所所在地	送迎事業
1	守山市	野洲養護学校	8.7	高等部	吸引	(株)びわこナーシング (訪問看護ステーション オリーブ)	近江八幡市	45	(社福)湖南会 (湖南地域障害者生活センター)	守山市	移動支援事業
2	守山市		13.3	高等部	吸引、人工呼吸器管理	(株)びわこナーシング (訪問看護ステーション オリーブ)	近江八幡市	45	(株)奏 (さぼーと楽)	守山市	
3	守山市		8.7	高等部	吸引	野洲養護学校 看護師	野洲市	45	(株)奏 (さぼーと楽)	守山市	
4	守山市		8.7	高等部	吸引	野洲養護学校 看護師	野洲市	45	(株)奏 (さぼーと楽)	守山市	

※所要時間は、実績報告書によるため「事業所出発から帰着までの時間」と「自宅から学校までの時間」が混在している  
 ※距離10kmを超える、または所要時間が60分を超えるものについてアンダーラインを引いている

## H27 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業 実績一覧

	児童生徒の自宅住所	学校名	自宅-学校間の距離	学部	通学時における医療的ケアの内容	看護師 (訪問看護ステーション、事業所等)	看護師所在地	1回あたり所要時間	送迎を担当した事業所	事業所所在地	送迎事業
1	守山市	野洲養護学校	8.7	小学部	吸引、人工呼吸器管理	(社福)びわこ学園 (訪問看護ステーション ちょこれーと)	野洲市	35	(社福)びわこ学園 (ヘルプステーション ちょこれーと)	野洲市	移動支援事業
2	守山市		8.7	高等部	吸引、人工呼吸器管理	(株)びわこナーシング (訪問看護ステーション オリーブ)	近江八幡市	30	(特非)滋賀県脊髄損傷者協会 (障がい者サポートセンタースマイルフレンズ)	草津市	
3	近江八幡市	野洲養護学校	5.9	小学部	吸引、人工呼吸器管理	(株)びわこナーシング (訪問看護ステーション オリーブ)	近江八幡市	20	(株)奏 (さぼーと楽)	守山市	移動支援事業
4	近江八幡市		3.1	高等部	吸引、人工呼吸器管理	(株)びわこナーシング (訪問看護ステーション オリーブ)	近江八幡市	10 (3回)	(株)奏 (さぼーと楽)	守山市	
5	湖南市	三雲養護学校	7.7	中学部	吸引、人工呼吸器管理	(社福)びわこ学園 (訪問看護ステーション ちょこれーと)	野洲市	30	(社福)びわこ学園 (ヘルプステーション ちょこれーと)	野洲市	福祉有償運送

※所要時間は、実績報告書によるため「事業所出発から帰着までの時間」と「自宅から学校までの時間」が混在している

※距離10kmを超える、または所要時間が60分を超えるものについてアンダーラインを引いている

H28 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業 実績一覧

	児童生徒の自宅住所	学校名	自宅-学校間の距離	学部	通学時における医療的ケアの内容	看護師 (訪問看護ステーション、事業所等)	看護師所在地	1回あたり所要時間	送迎を担当した事業所	事業所所在地	送迎事業
1	守山市	野洲養護学校	8.7	小学部	吸引、人工呼吸器管理	(社福)びわこ学園 (訪問看護ステーション ちょこれーと)	野洲市	30	(社福)びわこ学園 (ヘルプステーション ちょこれーと)	野洲市	移動支援事業
2	守山市		8.7	高等部	吸引、人工呼吸器管理	(株)びわこナーシング (訪問看護ステーション オリーブ)	近江八幡市	30	(特非)滋賀県脊髄損傷者協会 (障がい者サポートセンタースマイルフレンズ)	草津市	
3	守山市		15.1	小学部	吸引	(社福)恩師財団済生会支部 滋賀県済生会 (済生会訪問看護ステーション守山)	守山市	30	(有)ビジネスサポート (ライフサポート「ナナ」)	守山市	
4	近江八幡市	野洲養護学校	5.9	中学部	吸引、人工呼吸器管理	(株)びわこナーシング (訪問看護ステーション オリーブ)	近江八幡市	20 (8回)	株式会社 奏 (さぼーと楽)	守山市	移動支援事業
5	近江八幡市		3.1	高等部	吸引、人工呼吸器管理	(株)びわこナーシング (訪問看護ステーション オリーブ)	近江八幡市	10 (2回)	株式会社 奏 (さぼーと楽)	守山市	
6	栗東市	草津養護学校	7.7	中学部	吸引	(社福)恩師財団済生会支部 滋賀県済生会 (済生会訪問看護ステーション栗東)	栗東市	30	(社福)びわこ学園 (ヘルプステーション ちょこれーと)	野洲市	移動支援事業
7	湖南市	三雲養護学校	7.7	中学部	吸引、人工呼吸器管理	(社福)びわこ学園 (訪問看護ステーション ちょこれーと)	野洲市	30	(社福)びわこ学園 (ヘルプステーション ちょこれーと)	野洲市	福祉有償運送
8	甲賀市(信楽)	三雲養護学校	30.3	中学部	吸引、人工呼吸器管理	医療法人青葉会 (訪問看護ステーション さと水口 信楽サテライト)	甲賀市(信楽)	65	(社福)しがらき会 しがらき地域生活支援センター	甲賀市(信楽)	移動支援事業
9	甲賀市(水口)		7.7	中学部	吸引、人工呼吸器管理	医療法人青葉会 (訪問看護ステーション さと水口)	甲賀市(水口)	55	(社福)瑠璃光会 (るりこう園)	甲賀市(土山)	
10	甲賀市(水口)		14.3	中学部	吸引	公立甲賀病院組合 (公立甲賀病院 訪問看護ステーション)	甲賀市(水口)	90	(社福)瑠璃光会 (るりこう園)	甲賀市(土山)	
11	甲賀市(水口)		12.9	中学部	吸引、人工呼吸器管理	(株)びわこナーシング (訪問看護ステーション オリーブ)	近江八幡市	40	(社福)瑠璃光会 (るりこう園)	甲賀市(土山)	
12	豊郷町	甲良養護学校	5.3	小学部	吸引	訪問看護ステーションふれんず(株) (訪問看護ステーション ふれんず)	彦根市	60	(特非)愛・ライブ	彦根市	移動支援事業

※所要時間は、実績報告書によるため「事業所出発から帰着までの時間」と「自宅から学校までの時間」が混在している  
 ※距離10kmを超える、または所要時間が60分を超えるものについてアンダーラインを引いている

H29 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業 実績一覧

	児童生徒の自宅住所	学校名	自宅-学校間の距離	学部	通学時における医療的ケアの内容	看護師 (訪問看護ステーション、事業所等)	看護師所在地	1回あたり所要時間	送迎を担当した事業所	事業所所在地	送迎事業
1	彦根市	甲良養護学校	5.5	小学部	吸引、酸素療法	彦根市立病院 (訪問看護ステーション ほほえみ)	彦根市	50	(社福)とよさと (ステップアップ21)	豊郷町	移動支援事業
2	彦根市		9.7	小学部	吸引、人工呼吸器、酸素	訪問看護ステーション ふれんず(株) (訪問看護ステーション ふれんず)	彦根市	120	— (訪問看護ステーション ふれんず)	彦根市	無償(研究事業協力)
3	彦根市		8.7	高等部	吸引	訪問看護ステーション ふれんず(株) (訪問看護ステーション ふれんず)	彦根市	140	(特非)滋賀リリースサポートセンター (滋賀リリースサポートセンター)	彦根市	移動支援事業
4	長浜市 (西浅井)	新旭養護学校	24.9	小学部	吸引	(株)夢の木 (夢の木訪問看護ステーション)	高島市 (高島)	40	(社福)虹の会 (わになろう)	高島市 (新旭)	福祉有償運送
5	草津市	草津養護学校	5.2	小学部	吸引、人工呼吸器、酸素	(社福)びわこ学園 (訪問看護ステーション ちょこれーと)	野洲市	105 (4回)	(特非)滋賀県脊髄損傷者協会 (障がい者サポートセンタースマイル フレンズ)  (児童生徒が複数乗車)	草津市	福祉有償運送
6	草津市		7.7	小学部	吸引、人工呼吸器管理	(社福)びわこ学園 (訪問看護ステーション ちょこれーと)	野洲市	120			
7	草津市		12.5	小学部	吸引、人工呼吸器管理	しが健康医療生活協同組合 (訪問看護ステーション なないろ)	栗東市	55			
8	草津市		7.7	小学部	吸引	(社福)恩師財団済生会支部 滋賀県済生会 (済生会訪問看護ステーション 草津)	草津市	40			
9	野洲市	野洲養護学校	5.6	小学部	吸引、人工呼吸器管理	(社福)びわこ学園 (訪問看護ステーション ちょこれーと)	野洲市	60	(社福)びわこ学園 (ヘルプステーション ちょこれーと)	野洲市	福祉有償運送
10	野洲市		5.6	高等部	吸引	(有)ビジネスサポート (ライフサポート「ナナ」)	守山市	40	(有)ビジネスサポート (ライフサポート「ナナ」)	守山市	
11	甲賀市 (水口)	三雲養護学校	12.9	中学部	吸引、人工呼吸器管理	公立甲賀病院組合 (公立甲賀病院訪問看護ステーション 湖南サテライト)	甲賀市 (水口)	0回	(社福)瑠璃光会 (るりこう園)	甲賀市 (土山)	移動支援事業
12	東近江市 (八日市)	八日市養護学校	8.5	中学部	吸引	公益社団法人 滋賀県看護協会 (在宅ケアセンターみのり)	東近江市 (八日市)	40	(社福)美輪湖の家 (地域生活サポート)	東近江市 (愛東)	移動支援事業

※所要時間は、実績報告書によるため「事業所出発から帰着までの時間」と「自宅から学校までの時間」が混在している  
 ※距離10kmを超える、または所要時間が60分を超えるものについてアンダーラインを引いている

# 平成 29 年度 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業 実務者会議の概要と主な意見について

## 1. 実務者会議の開催日

### ①東近江市

開催日 平成 30 年 1 月 19 日（金）

出席者 保護者、訪問看護ステーション、移送事業所、市町職員（教育・福祉）、特別支援学校管理職

### ②長浜市

開催日 平成 30 年 1 月 23 日（火）

出席者 保護者、訪問看護ステーション、移送事業所、市町職員（福祉・相談支援）、特別支援学校管理職

### ③草津市

開催日 平成 30 年 2 月 7 日（水）

出席者 保護者、訪問看護ステーション、移送事業所、市町職員（福祉）、特別支援学校管理職

### ④彦根市

開催日 平成 30 年 2 月 13 日（火）

出席者 保護者、訪問看護ステーション、移送事業所、市町職員（教育・福祉）、特別支援学校管理職

### ⑤野洲市

開催日 平成 30 年 2 月 14 日（水）

出席者 保護者、訪問看護ステーション、移送事業所、市町職員（教育・福祉）、特別支援学校管理職

## 2. 実証研究で得られた成果

### （保護者）

- ・ 実証研究に参加したことで、保護者のレスパイト（負担軽減）につながった。
- ・ 兄弟姉妹の参親に行きつつ学校にも通えて、親自身もどちらの子に対しても心苦しくない経験ができてよかった。
- ・ 医療機関との連携に関しては特に大きな問題はなかった。安心して任せられた。
- ・ 体調面で気になる点は連絡帳に詳しく書き、訪問看護ステーションの看護師にも同じことを伝えたので、特にトラブルなどはなかった。

### （訪問看護ステーション）

- ・ 小児は成人と違い、ちょっとした変化の体調への影響が大きい。
- ・ 保護者の負担を最も軽減できるところで、事業所の都合に応じて調整していただいた。
- ・ 複数乗車をする場合も、それぞれの児童に看護師がついているので、安全面で心配なく実施できた。
- ・ 直接病院を通して情報を得ることは難しいので、保護者との連携が大切

### （移動事業所）

- ・ 同じ事業所からヘルパーと看護師を出すと、移動のロスが少ない。日程・時間調整



もやりやすい。

(市行政)

- ・ 保護者にとって大変な負担であったものが、実証研究が動きだしたことで少し光明が見えてきたと感じる。

(学校)

- ・ 引継ぎのツールとして「かけはし連絡帳」を作り、情報を共有した。

### 3. 実証研究における課題

(保護者)

- ・ 金額的に負担が大きい。もう少し金額が安くなると利用しやすい。
- ・ 今後の制度化のことを考えると、移動支援事業所に支払う費用については、保護者ではなく、学校から支払ってほしい。
- ・ 保護者が送迎しないと学校に行けない現状に矛盾があると感じる。

(訪問看護ステーション)

- ・ 看護師や小児の専門である医療現場の看護師でなくても、地域の看護師が関わることのできる方策を確立する必要がある。
- ・ 急を要した際の駐車スペースの確保に課題がある。
- ・ 県北部は事業所が少ない。
- ・ 複数乗車の場合は、低体温と高体温の子どもの組合せだと、車中の温度管理が課題になる。
- ・ 複数乗車の場合、1人目の方を迎えに行き、もう一方を迎えに行くので、1人目の訪問時間が早くなり、乗車時間も長くなる。
- ・ 訪問看護は繁忙の波があり、混んでくると半日空けることが難しい日も出てくるのではないかと。
- ・ 移動の事業所の実態について、経路や走行距離など、検証のための細かいデータが必要
- ・ 今回のモデル事業を継続するためには、移動中の訪問看護に医療保険を使う制度が必要ではないかと。

(移動事業所)

- ・ 人件費を考えると移動の事業所は赤字である。事業所が採算を確保できることが事業を継続していく上で必要なことであり、移動に関しては今後の大きな検討課題である。
- ・ 移動支援、福祉有償の組合せのいずれにしても報酬が追いついていない。
- ・ 訪問ステーションが遠ければ遠いほど時間がかかるので人件費の面で厳しい。
- ・ 複数乗車を前提とした日程調整をする場合、保護者の日程希望を反映することが困難となる。
- ・ 家族の希望日に沿った日程を組めないことが課題
- ・ 移動の事業所としては、車両確保と職員の異動に伴う対応が必要である。
- ・ 実証研究では限られた回数であるため、なんとか人・車の確保はできているが、毎日となると対応しきれない。
- ・ 今回は、登校時に送迎させていただいたが、下校時は他の利用者が多く対応が難しい。

(市行政)

- ・ 朝の通学の時間や夕方の時間は、ヘルパーがホームヘルプに入るため、要望が重なり調整が難しいと聞いている。
- ・ 事業を本格運用すると、日によって日頃使っていない事業所が対応するケースがあると思うが、事前の情報連携をしっかりとっておかないと安全面において不安がある。安全確保が一番大切

(学校)

- ・ どの地域でもできるようにしていく方策を考える必要がある。

#### 4. その他の意見

(保護者)

- ・ 初めて送迎してもらった時は嬉しく、「一人で学校に行けた」ということに感動した。
- ・ これまでずっと一緒だったので、子どもと離れていくのは必要なことであり、この事業は大切だと思う。
- ・ 今回、いろいろな話を聞かせてもらって、こんなに課題があることを知り、実現まで時間がかかるということを改めて感じた。
- ・ できるだけ費用をかけずに、何か今ある制度を使って通えるようにしてほしいと思う。

(訪問看護ステーション)

- ・ 日々の状況が分かっている看護師が対応することは、安全面において非常に大切な点と考えている。
- ・ 看護師確保について、今の状況の中であればなんとかやっていけると思う。複数の訪問看護ステーションが協力して動いていけるよう、みんなで協力していく必要がある。
- ・ 訪問看護ステーションも、子どもたちに関わりたいとの思いを持っているので、これを1つのきっかけとして私たち自身が勉強させていただき、家族との関係を作っていくための入り口としていきたい。
- ・ どうすれば日々の保護者の負担を減らせるか、この事業の枠の中だけでなく、学校に行くということが当たり前のようにできるようになったらよいと感じている。
- ・ 事業を通じて学校とのつながりが持てていることはありがたい。
- ・ 児童発達支援事業所の看護師や3号研修を受けて吸引ができる介護士などに枠を広げることで、今後の事業がやりやすくなるのではないかと。
- ・ 他府県での取組を調べて滋賀の医療的ケア児がみんな通えるよう、教育・福祉・医療の連携の仕組みが必要である。ゴールを設定しながら進めていってほしい。
- ・ 市町の学校の子どものことも考える必要がある。滋賀県の中のどこに住んでいても同じサービスが受けられるべき。

(移動事業所)

- ・ この事業を通しての宣伝効果はあり、気にいっていただけたら次の利用にもつながり経営的に辻褄が合う部分もある。
- ・ 医療的ケアの必要な子どももスクールバス乗車の子どものと同じ回数で通学を保障していくべきだと思う。
- ・ 保護者の希望日に調整できた方がよいと思う。

(学校)

- ・ 医療的ケア児の通学を考える時、様々な選択肢を含む運用上の弾力性を考えておくことが必要
- ・ 役割分担の仕方、誰が中心となってやっていくのか、それぞれの負担はどうか、どういうふうに情報共有するか、それぞれの立場で課題を明らかにしていく必要がある。

## ○実証研究で明らかになった主な成果や課題

### <児童生徒・保護者>

- ・連絡ノート等の活用により保護者や看護師の連携を密にすることで安心感が生まれた。
- ・金銭的負担が大きい、もう少し負担軽減を図ってほしい。

### <看護師>

- ・児童生徒の状況について保護者との連携が大切である。
- ・普段の訪問看護ステーションの看護師だけでなく、多様な看護師が関わる方策の確立が必要である。
- ・複数乗車は、日程調整の困難さ、車の温度管理、1人目の乗車時間の長さ、緊急時の対応などの調整が大変でありリスクが高い。
- ・地域にある複数の訪問看護ステーションに協力を求めていく必要がある。

### <移動の事業所>

- ・同じ事業所からヘルパーと看護師を派遣すると移動にかかる事業所のロスが少ない。
- ・移動の事業所の実態について、検証のために走行距離や経路などのデータ整理が必要
- ・人件費を考えると移動の事業所は赤字である。
- ・訪問看護ステーションが遠ければ遠いほど時間がかかるため人件費の面で厳しい。

### <市町行政>

- ・本格実施には、日によって日ごろ使っていない事業所が対応するケースがあると考え  
るが、情報連携をしっかりとしないと安全面で不安がある。
- ・市町立の学校に通う子どものことも考える必要がある。滋賀県の中のどこに住んでい  
ても同じサービスが受けられるべき。

# 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業にかかる課題

## 実証研究開始時における課題

### 1) 実証研究開始時点での課題

#### ○看護師の確保について

- ・訪問看護ステーション等の看護師に通学の送迎付き添い等を依頼する場合には、訪問看護の制度の利用ができず、契約が必要（医療保険、介護保険制度の利用は不可）
- ・実際に看護師が派遣される場合には、誰がどのような形で看護師を確保し、派遣するのか、また実施する医療的ケアの直接の指示責任者は誰かなどを整理する必要がある

#### ○安全面の確保

- ・あらかじめ、主治医や保護者等からの緊急時の指示を受けておくことが必要
- ・体調急変時の緊急時の対応について、通学途中の緊急時の受け入れ病院への情報提供の必要性

#### ○送迎車両の確保

##### ア) 移動支援事業

- ・市町から移動支援事業を委託されている事業所に、看護師が必ずいるわけではない
- ・移動支援事業は、制度上において活用可能だが、実際の運用にあたっては、移動支援事業の実施主体である市町の判断と協力が必要

##### イ) 福祉タクシー

- ・福祉タクシーの利用は可能であるが、保護者の1回あたりの費用負担が大きい。

## 課題への対応

### ◇実証研究による課題への対応

#### ○看護師の確保について

- ・看護師の確保については、既存制度（医療保険、介護保険等）の活用ができないため、医療的ケアが必要な児童生徒への看護師の付き添いを訪問看護ステーションに委託
- ・実証研究においては県が委託により看護師を確保
- ・医師から指示書を発行してもらい看護師がそれに基づく医療的ケアを実施

#### ○安全面の確保

- ・体調急変時に備えた対応を保護者と共有し、体調急変時の受け入れ病院等についてあらかじめ確認（緊急時には、救急車等の要請）
- ・主治医に緊急時の他病院への情報提供について依頼

#### ○送迎車両の確保

##### ア) 移動支援事業

- ・移動支援事業所に看護師を派遣し、車両に同乗。また、近年、看護師を配置している事業所もある
- ・他の福祉サービスとのバランスにおいて、市町によっては移動支援事業の活用が理解が得られない場合もある

##### イ) 福祉タクシー

- ・福祉タクシーの利用の場合、福祉制度の活用と比較して、保護者の費用負担が増加する

## 実証研究開始後における課題

### 2) 新たな課題

#### ○児童生徒の状況

- ・市町立小中学校に医療的ケアが必要な児童生徒が増加する中、市町立小中学校に通学する医療的ケアを必要とする児童生徒の通学についても支援が必要
- ・普段の様子を知っている訪問看護師等でないと児童生徒、保護者、看護師とも送迎への不安感が大きい（普段の訪問看護師でないと制度の利用がしづらい）
- ・児童生徒の健康状態によってキャンセル等が発生し、看護師の日程調整が困難

#### ○看護師移動にかかる負担

- ・学校または自宅に児童生徒を送った後の看護師の移動手段がない

#### ○送迎車両にかかる負担

- ・移動支援事業・福祉有償運送は、報酬が十分でない（実費相当額等）ため、特に長距離の場合に、事業所へ戻る際の負担が大きい

#### ○費用負担

- ・移動支援事業、福祉有償運送、福祉タクシーの利用において、保護者の金銭的負担が生じる

## 新たな課題への対応の必要性

### ◇新たな課題への対応について

#### ○児童生徒の状況

- ・市町立小中学校に通学する児童生徒を対象にする際の市・町の関わり方
- ・主治医の判断に基づき地域の訪問看護ステーションや看護師がいる移動支援事業所等を活用することについて児童生徒、保護者、看護師の理解を図る

#### ○看護師移動にかかる負担

- ・児童生徒を送迎した後の看護師の移動方法の検討

#### ○送迎車両に係る負担

- ・事業所へ戻る際の負担軽減策の検討
- ・福祉タクシーの活用の検討

#### ○費用負担

- ・ドア to ドアの個別の通学支援における県、市町、保護者の応分の負担についての検討